資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十二月五日

千葉県市川市福栄三丁目二三番一―九二八号

有限会社キヨ・コンサルティング

取締役　神谷あけみ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一百六十二万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十二月五日

新潟県上越市頸城区百間町一〇三五番地

有限会社あやめフード

代表取締役　髙森　勉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し三千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十五年十一月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十五年十二月五日

大阪府大阪市北区天神橋二丁目五番二五号

株式会社アイアムアイネクスト

代表取締役　金森　直哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十五年十二月五日

福岡県久留米市東町四九五番地一

株式会社ＫＯＡオリーブアカデミー

代表取締役　古賀　直樹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月二十日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年一月二十八日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年十二月五日

東京都中央区銀座三丁目五番六号

株式会社松島眼鏡店

代表取締役　関口　尚長

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月二十七日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年一月一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年十二月五日

東京都新宿区市谷八幡町一四

株式会社ＢＣベンチャーズ

代表取締役　小田部　貴

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十二月五日

栃木県栃木市藤岡町藤岡一八四三番地

岩崎醤油株式会社

代表取締役　岩崎　興三

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十二月五日

東京都千代田区三崎町二丁目二〇番三号

ヌスコ商事株式会社

代表取締役　小寺亨治郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十二月五日

大阪府大東市新田西町二番八号

日大グラビヤ株式会社

代表取締役　中西　孝夫

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十五年十二月四日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式百七十株

二、払込金額又はその算定方法　一株につき金十万円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日　平成二十五年十二月二十日

五、増加資本金及び資本準備金　出資された財産の額の二分の一（一円未満切上げ）を増加資本金の額とし、その余りを資本準備金の額とする。

以　上

平成二十五年十二月五日

東京都中央区銀座八丁目一〇番八号

株式会社春うらかな書房

代表取締役　道下　昌亮

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社エポック・ジャパンと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十二月五日

北海道札幌市手稲区曙六条三丁目一〇番三〇号

ＧＥＮ株式会社

代表取締役　髙見　信光

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年一月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年十二月五日

東京都新宿区富久町一六番六号

アセッツマネジメント株式会社

代表取締役　飯窪　光隆

任意清算公告

当社は、平成二十五年十一月二十七日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十二月五日

横浜市金沢区西柴三丁目八番三号

合資会社毎進学院

代表社員　寺島　利尚

金融商品取引業者の吸収合併の公告

当社は、吸収合併により内藤証券株式会社（住所大阪府大阪市中央区高麗橋一丁目五番九号）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十六年三月一日です。

平成二十五年十二月五日

東京都中央区日本橋兜町一三番二号

かざか証券株式会社

代表取締役　廣瀬　政弘

正　誤

平成二十四年三月十五日厚生労働省告示第百三十一号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件）

（原稿誤り）

五ページ上段終りから七行目から六行目の

「産業雇用安定センター

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構施設整備費補助金」

を

「産業雇用安定センター

補助金」

に、

「技能向上対策費補助金」

を

「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構施設整備費補助金」

に、は削除する。

ページ　段　行　誤　正

平成二十四年六月二十六日厚生労働省告示第四百五号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件）

（原稿誤り）

四下

九独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助金

技能向上対策費補助金

◉号外　十二月五日付第二六四号六ページ●同日付政府調達第二二九号三二ページ●十一月六日付参会第四号六四ページ（月極一部当り）の郵送料一、五三二円

◉官報郵送料のお知らせ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）